

# 県有施設のトイレ整備基準

令和6年7月

香川県総務部営繕課

## 目次

策定の目的 .....	2
整備基準 .....	3
1 適用 .....	3
2 整備基準 .....	3
(1) 総論 .....	3
(2) 個別基準 .....	3
整備基準の解説 .....	5
1 適用 .....	5
2 整備基準 .....	5
(1) 総論 .....	5
(2) 個別基準 .....	7
付録 トイレ整備基準 チェックシート.....	15

## 策定の目的

公共施設に整備するトイレは、誰でも使いやすいものとして、公共性、利便性、防犯性、清潔さや快適性等の機能を備えることが必要であり、コストや管理上の観点からは、公共施設にふさわしい意匠や機能、清掃や管理のしやすさ、実際の使用状況を考慮した耐久性、機器や配管の更新サイクル等を考慮した適切な水準の仕様が一律に求められる。

一方で、実際の公共施設の用途は多様であり、想定される施設利用者の特性に配慮した結果、施設により個別に備えるべき機能が異なることも考えられる。

加えて、トイレに対する利用者のニーズは、生活スタイルの変化や、新たな建材・設備の技術開発・普及等に伴い、例えば、和式トイレは洋式に置き換わり、仕上げ仕様は、水を流して清掃する湿式から拭き掃除を主体とする乾式が主流となるなど、時代とともに変化していくため、トイレの整備から短期間で陳腐化することのないよう、最新の情報を収集のうえ、時間軸も考慮し検討しなければならない。

こうした中、本県では令和5年度より、利用者がより気持ちよく使いやすいトイレにするため、不特定多数の方が利用し和式トイレが一定以上残っているトイレを中心に、洋式化事業に集中的に取り組んでいるところである。

本基準は、トイレ洋式化事業や、それ以前における県有施設のトイレ整備・改修を通じて、蓄積されてきた経験やノウハウを集約し、備えるべき具体的な仕様や機能等を整備基準として掲げるとともに、多様なニーズや要求性能にも対応できるよう、検討の過程で考慮してきた事項を基準の解説として記載することにより、トイレ整備に係る基本的な考え方を共有することを目指している。

本基準の活用が、営繕課担当者のもとより、施設所管課担当者、公共施設管理者をはじめとする関係者においても、今後の公共トイレ整備における円滑な方針決定や事業実施の一助となり、県内の公共トイレの水準向上につながることを期待するものである。

## 整備基準

### 1 適用

本基準は、県有施設において新たにトイレを整備する場合に適用する。既存トイレの改修に際しても、個別の状況に応じ、本基準の内容を考慮しながら検討を進めることとする。

### 2 整備基準

#### (1) 総論

- 1) 公共施設として適切な仕様水準とする。
- 2) 公共施設の用途や管理の実態、利用者の特性に応じた内容とする。
- 3) 利用者動線に応じた適切な配置計画とし、施設内に複数のトイレを整備する場合は、各トイレの配置や設置目的に応じて、要求性能を適切に設定する。
- 4) 短期間で陳腐化することなく、県民ニーズに応え続けられる内容とする。
- 5) 明るく清潔感のある仕様及び色彩計画とする。
- 6) 管理や改修の容易さを考慮した計画とする。
- 7) 防犯、衛生、プライバシー、ユニバーサルデザインに配慮する。
- 8) 災害時における機能保持の要否を踏まえ、必要機能を検討する。

#### (2) 個別基準

- 1) 大便器は、原則として洋式トイレとする。
- 2) トイレブースは有効寸法で1,000×1,400mm以上を確保する。
- 3) トイレブース扉は内開きを原則とし、開閉時に支障がないよう配置する。
- 4) 手すり及びベビーチェアを設け、利用者にわかりやすい位置に、設置状況についての表示を行う。
- 5) 温水洗浄便座を設置する。
- 6) 利用頻度の低いトイレは、人感センサー付き照明設備、換気設備とする。
- 7) 節水型便器や擬音装置、自動水栓等を取り入れ、節水について配慮する。
- 8) 順番待ちの利用者がブースの空き状況を視認しやすいよう、レイアウトに配慮する。
- 9) 出入口に扉の無い場合は、前室等で外部の視線を遮断する。多数の往来がある空間に面するトイレについては、出入口に扉がある場合についても同様とする。
- 10) 十分な照度を確保する。  
屋外トイレについては、死角になる空間がないよう配慮し、警報装置等を設置する。
- 11) 利用頻度の高いトイレについては、誰もが使いやすいものとなるよう、多機能トイレの設置のほか、レイアウト・付加機能の多様化等について幅広く検討する。
- 12) 乾式工法を原則とする。
- 13) トイレブースは堅牢仕様を標準とし、防犯性や衛生面、扉開閉時の指はさみ防止、非

常時の開錠等に配慮する。

- 14) 配管ライニングは乾式工法とする。
- 15) 洗面所は、化粧や歯磨き、荷物置き等が可能な機能を備える。
- 16) 紙巻器は棚付き2連とする。
- 17) 利用者の緊急連絡用として、呼び出しボタンの設置を検討する。
- 18) 掃除用具入れ、床掃除口を備える。

## 整備基準の解説

### 1 適用

本基準は、県有施設において新たにトイレを整備する場合に適用する。既存トイレの改修に際しても、個別の状況に応じて、本基準の内容を考慮しながら検討を進めることとする。

(解説)

本基準は、新たに整備するトイレを想定して策定している。既存トイレの改修については、本基準の全てを一律に適用することが難しい場合も考えられるため、基本的な考え方を踏まえつつ、適用については個別に判断するものとする。

### 2 整備基準

#### (1) 総論

1) 公共施設として適切な仕様水準とする。

(解説)

適切な耐久性や強度を有すること。経済性に配慮し、必要以上に華美でないこと。一般的に流通・普及している材料や工法によること。誰でも使いやすい、極端に偏りのない仕様とすること。

2) 公共施設の用途や管理の実態、利用者の特性に応じた内容とする。

(解説)

類似施設の利用実態等から、施設個々の利用者特性に応じたニーズを把握し、必要数や仕様を検討する。

3) 利用者動線に応じた適切な配置計画とし、施設内に複数のトイレを整備する場合は、各トイレの配置に応じて、要求性能を適切に設定する。

(解説)

施設内に複数のトイレを整備する場合、利用者動線等に応じて、主要な利用者の利用が見込まれるトイレと、その他のトイレに備えるべき仕様を適切に選択する必要がある。

来客用と施設職員用トイレ等、目的の異なるトイレについても同様である。

4) 短期間で陳腐化することなく、県民ニーズに応え続けられる内容とする。

(解説)

継続使用による設備の経年劣化等を見据えた大規模改修の実施を前提に、それまでの供用期間中において、利用者ニーズにマッチしたトイレとなるよう留意する。

したがって、最新の普及仕様を把握しつつも、一時のトレンドにとらわれすぎない、一定の普遍性も備えたものであることが求められる。

#### 5) 明るく清潔感のある仕様及び色彩計画とする。

(解説)

心理的な印象も考慮し、仕上げ材等の種類や材質感、色彩計画等について検討する。

##### ○明るく清潔感のある仕様・色彩計画の例

項目	ポイント	適用箇所
防汚性	滑らかな材質（拭き取りやすい）	床材等は加えて防滑性も必要
明るさ	明度が高い（明るい）	天井、壁・トイレブース等の大きな面
清潔感	明度が高い（汚れていない）	衛生陶器等
きれい	彩度が高い（きれい、新しい）	トイレブース、サイン表示等
視認性	コントラストが高い（見やすい）	手すりや操作ボタンと周辺の壁との対比等

#### 6) 管理や改修の容易さを考慮した計画とする。

(解説)

類似施設の管理状況の実態等も参考に、清掃や点検、消耗品の交換等、日々の管理が容易にできるような材質、レイアウト、収納計画等を検討する。

また、土間はつりや天井撤去等の大規模な工事を行うことなく点検や修繕を容易に実施するため、設計段階において、床下ピットや天井内の作業空間の確保、床上配管等の採用、床点検口の設置等について検討する。

#### 7) 防犯、衛生、プライバシー、ユニバーサルデザインに配慮する。

(解説)

公共施設として不特定の利用者が利用することを想定し、防犯性、衛生面、プライバシー等への特段の配慮が必要となる。また、衛生面については、自動水栓等の、非接触型仕様の導入についても検討する。

ユニバーサルデザインについては、「誰もが使いやすいトイレ」という観点で念頭に置いておくべき考え方であり、「入りやすい」「視認しやすい」「わかりやすい」「動かしやすい」「動作しやすい」など、多様な利用者特性に寄り添うよう、些細なことでも設計に反映させていく姿勢が求められる。

#### 8) 災害時における機能保持の要否を踏まえ、必要機能を検討する。

(解説)

地震等の災害時にも使用できるトイレとするためには、トイレ本体の安全性はもとより、自家発電等の停電・断水への対応や、汚水の一時貯留等の付加的機能が必要となる。

一般的にコストアップにつながることになるため、施設所管課において、災害トイレとして使用するかどうかをあらかじめ決定しておく必要がある。

## (2) 個別基準

### 1) 大便器は、原則として洋式トイレとする。

(解説)

公共トイレは、これまで、不特定多数の利用者が共用することによる心理的抵抗感もあり、民間施設等と比較すると、洋式トイレの導入が遅れていたが、現在では一般家庭でも洋式が普及し、和式トイレの利用になじみのない若年層も増加しており、洋式トイレを新規整備の標準とする。

### 2) トイレブースは有効寸法で1,000×1,400mm以上を確保する。

(解説)

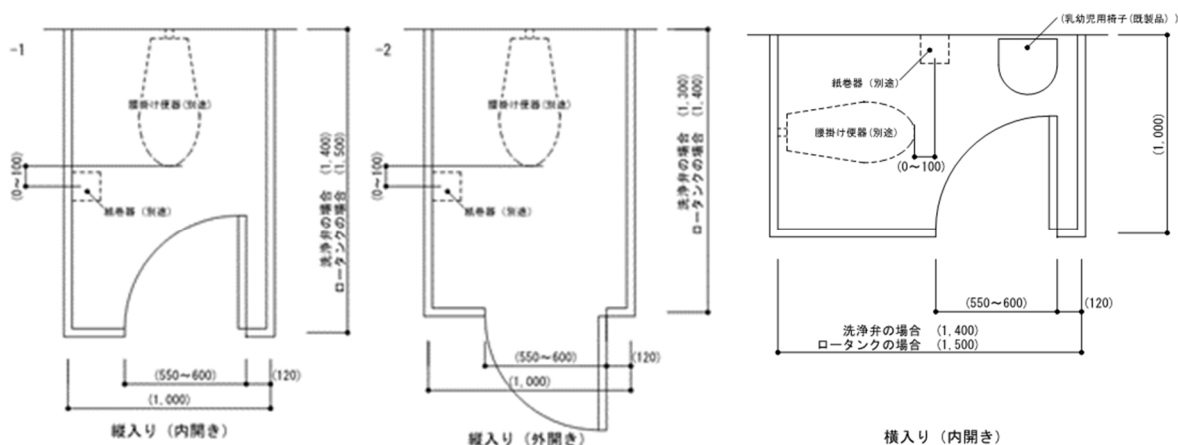
洋式トイレは、座位からの立ち上がりや扉開閉時に、便器を避けての動作空間を要する。

国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「設計標準」という。)では、便器の前面空間を「50cm以上確保すると利用しやすい」と示されていたが、改正同標準では記載が削除されており、ブース内のベビーチェアやオストメイト対応等、多様な仕様や、ゆとりのある空間へのニーズへの対応が求められているものと思慮される。

利用者の体格や扉配置等にも影響されるが、実際の動作確認を検証した研究の例では、前面が700mm(荷物を持った状態で800mm)以上あれば、概ね円滑に動作できることが示されており、便器の寸法を700mmと仮定した場合、1,400mm以上の確保が妥当と判断した。

なお、可能であれば1,000×1,500mm以上の空間を確保するものとし、ロータンク付便器を設置する場合や、縦入り内開きの場合は、以下のとおり1,500mmを標準寸法とする。

#### ○トイレブースの寸法例



※出典:「建築工事標準詳細図」(国土交通省、令和4年改定)

([https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html))を加工して作成



### 3) トイレブース扉は内開きを原則とし、開閉時に支障がないよう配置する。

(解説)

ブースの扉は、外部にいる人への衝突を防止するため内開きを原則とする。

内開きで「常開」とすることにより、使用していないブースがわかりやすくなる。

扉の開閉時にブース内の事物や利用者に支障のないよう、配置や寸法を検討する。

なお、改修等において、ブース内部に、扉の開閉上支障のない空間が確保できない場合は外開きとすることも考えられるが、ブース外側の空間の安全性に配慮する。

### 4) 手すり及びベビーチェアを設け、利用者にわかりやすい位置に、設置状況についての表示を行う。

(解説)

手すりやベビーチェアは、全てのブースや小便器、洗面器等に標準仕様として備えることが望ましいが、設置には空間の余裕が必要となるほか、固定する壁等への下地補強を要することがあり、一般的にコストアップとなるため、必ずしも合理的とはいえない。

そこで、当面は、各トイレ（男女別）に少なくとも1か所以上を設置するものとし、必要に応じて、ブースの有効寸法を拡張する。

また、手すりについては、大便器のほか、小便器や手洗いについても、トイレ毎に少なくとも1か所以上、設けるものとする。

手すりは、握った際の冷感が少ない樹脂被覆タイプで抗菌仕様とし、形状は JIST-9282(福祉用具-固定型手すり)等に準拠したものを標準とする。

全てのブースに手すりやベビーチェアを設置する場合を除き、手すりやベビーチェアを設置しているブースを判別できるよう、サイン表示等を行う。

その他、付加すべき部品・設備等については、設計標準等を参考に検討する。

### 5) 温水洗浄便座を設置する。

(解説)

一般への普及状況から、暖房付きの温水洗浄便座を標準とする。管理者の目が届きにくく、温水洗浄便座の盗難が発生するおそれのあるトイレについては、施設の状況や意向を確認のうえ、設置が難しい場合は将来的に設置できるよう、コンセント設備を備えることとする。

なお、暖房負荷軽減や洗浄時の衛生上の観点から、便座のふたについては設置することを標準とするが、多目的トイレ等、ふたの上げ下げの動作に支障のある方の利用が見込まれる場合は、ふたの設置無しとするか、センサーによる自動開閉機能の導入について検討する。

**6) 利用頻度の低いトイレは、人感センサー付き照明設備、換気設備とする。**

(解説)

光熱費軽減のため、常時点灯・作動の必要のないトイレについては、通常のスイッチに併せて、利用者不在の際にはオフになる人感センサーの付いた照明設備、換気設備とする。

また、側窓・天窗による自然採光や、自然換気、自然通風を積極的に取り入れるなど、環境への配慮について、広く検討するものとする。

**7) 節水型便器や擬音装置、自動水栓等、節水について考慮する。**

(解説)

より少ない水量での洗浄が可能な節水型便器を原則とするほか、擬音装置や擬音機能付きの便座を設置し、洗浄回数の減少を促す。

また、手洗いを自動水栓とすることにより、節水効果や感染症対策が期待できる。

**8) 順番待ちの利用者がブースの空き状況を視認しやすいよう、レイアウトに配慮する。**

(解説)

特に利用頻度の高いトイレは、前室や洗面所等とトイレ室との間で待機する利用者から各トイレブースの空き状況が容易に視認できることが望ましい。

具体的には、開かれた扉から見え掛かりとなるブース内側の壁を明るく目立つ配色とする方法や、扉上部にサインを取り付ける方法等が考えられる。

なお、直近の事例としては、トイレの混雑が見込まれる大型の集客施設において、センサーを介して待ち時間をデジタル表示する方法を採用した施設もある。

**9) 出入口に扉の無い場合は、前室等で視線を遮断する。多数の往来がある空間に面するトイレについては、出入口に扉がある場合についても同様とする。**

(解説)

出入口がオープンなトイレは、扉に触れることなく利用できるため、整備希望のあることも多い。この場合、隔て壁等を開口部と千鳥に配置し、前室空間を設けるなど、外部の通行者がトイレ内部を視認できないような工夫が必要となる。

また、出入口に扉が付いたトイレについても、防犯面や入りやすさ等の観点から、トイレ利用者の出入りが目立たないような工夫をすることが望ましい。

なお、次項 10) の屋外トイレの基準とは相反する要素ともなり得るので、多角的に検討する必要がある。

10) 十分な照度を確保する。

屋外トイレについては、死角になる空間がないよう配慮し、警報装置を設置する。

(解説)

防犯上の観点に加え、心理的にも、入りやすく利用しやすいトイレとするため、明るく、空間把握のしやすい明快なレイアウトにすることが望ましい。

特に屋外トイレや管理者の目の届きにくいトイレについては、建物周辺や前室等に不審者が潜む余地がないことが一見してわかれば、利用者が安心して入ることができる。

警報装置については、管理者への通報装置や、外部に異常を覚知させるためのパトライト、ブザー等が考えられる。

11) 利用頻度の高いトイレについては、誰もが使いやすいものとなるよう、多機能トイレの設置のほか、レイアウト・付加機能の多様化等について幅広く検討する。

(解説)

利用者が多く、利用頻度の高いトイレについては、身体障害者用設備等を備えた多機能トイレの設置を基本とする。

また、異性のトイレへの同伴や介助が必要な場合や、他の利用者の目が気になる方等の、多様な利用者ニーズに応えられるよう、男女別なく直接出入りできる個室型トイレを別に整備することや、多様な付加機能（バリエーション化）について検討する。

○[参考1] 多様な利用者の円滑な利用に向けた、便房の設備・機能の分散配置

- ・計画・設計にあたっては、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子利用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」の設置方法、便房数を検討し、さらに施設を利用する高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。(中略)
- ・一方で、多様なニーズに応えるために「車椅子利用者用便房」にオストメイト用設備や乳幼児用設備を付加した便房(従来の「多機能便房」)について、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・また近年では、視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用により、男女共用の便房の設置に対するニーズも高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設置が求められている。

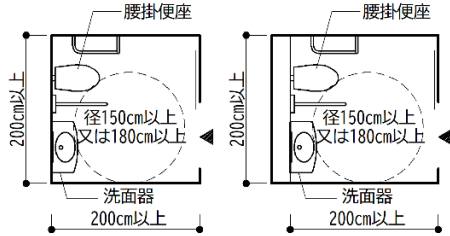
表示例(JIS Z 8210)



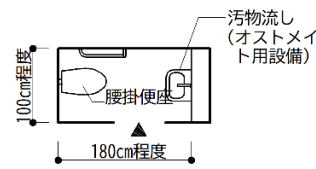
男女共用お手洗  
All gender toilet

○[参考2] 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

○車椅子使用者用便房

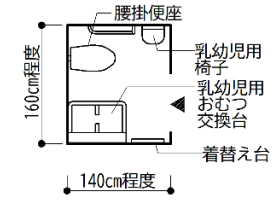


○オストメイト用設備を有する便房

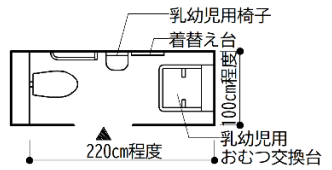
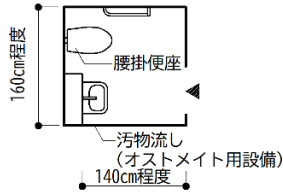
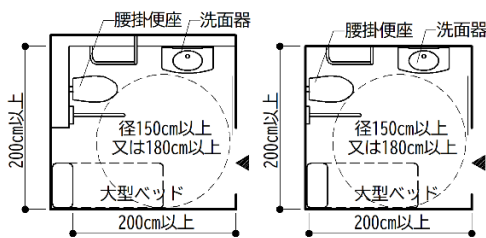


○乳幼児用設備を有する便房

(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



○車椅子使用者用便房 (大型ベッド付)



男女兼用トイレ等を別途整備することが難しい場合は、多機能トイレに、男女別なく利用でき、様々な機能を有することをわかりやすく表示することや、内部のレイアウトや仕様について、身体障害者に配慮しつつ、誰もが使いやすい、適度に一般的したものとなるよう、検討する。

○[参考3] 多機能トイレの表示例



障害のある人が  
使える設備



おむつ交換台



介助用ベッド

・オストメイト用設備  
を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

ベビーチェア



着替え台

・異性による介助・同伴利用者等が  
利用可能な便房

なお、一般のトイレについても、誰でも使いやすいよう、標準仕様への上乗せや、ユニバーサルデザインの工夫等を積極的に取り入れることが求められる。

#### 12) 乾式工法を原則とする。

(解説)

洋式トイレの普及に併せて、乾式工法による改修実績も増えており、湿式と比較して衛生面や、清掃時の使用水量の抑制の観点からも有意であるため、乾式工法を標準とする。

清掃時に水を流さないため、バリアフリーの観点から段差のない床を基本とする。

なお、床仕上げについては、防汚性、拭き掃除のしやすさに加え、利用者の転倒時の安全性にも配慮した仕様を検討する。

#### 13) トイレブースは堅牢仕様を標準とし、防犯性や衛生面、扉開閉時の指はさみ防止、非常時の開錠等に配慮する。

(解説)

公共トイレのトイレブースは、その利用実態から、破損や表面汚損のおそれが高いため、表面強度や耐久性に優れた、高圧メラミン樹脂化粧板等の堅牢仕様を標準とし、抗菌性等についても配慮する。

また、防犯上の観点から、巾木タイプとし、高さについては、可能であれば天井まで、扉の反り等のリスクを考慮し、少なくともFL+2,000mm以上とする。

なお、ブース内の臭気のこもり、換気についても配慮が必要である。

指はさみ等の事故を予防するため、小口形状はRエッジ(円状)等、すき間のできないタイプを標準とし、ブース内で人が倒れるなどの非常時には、外部から施設管理者が直接開錠できる機構等を有するものとする。

#### 14) 配管ライニングは乾式工法とする。

(解説)

トイレ設備の壁付け配管は隠ぺいを基本に、建物構造躯体を傷めないライニング(配管バック)構造とする。

湿式工法が主流の時期には、コンクリートブロック下地によるライニングを標準工法としていたが、配管更新等の改修時にブロックを破壊する必要があることや、強度上、壁付け機器等の下地として適用できない場合があるため、軽量鉄骨壁下地+脱着が容易な耐水系ボード下地による乾式工法を標準とする。

なお、ライニング天板は荷物置場と兼用できるよう、必要に応じて奥行きを確保するなどして空間を活用する。

15) 洗面所は、化粧や歯磨き、荷物置き等が可能な機能を備える。

(解説)

洗面室・洗面空間は、手洗いだけでなく、パウダールーム等としても活用できるよう、洗面ボウル+カウンター方式を基本とし、カウンターの延長や棚、鏡等の適切な配置、照明器具等について配慮する。

また、トイレの前面空間を工夫し、休憩スペースやラウンジ、自動販売機、給湯・アメニティコーナー等として計画しトイレ及び洗面室と組み合わせることで、様々な場面での活用の幅を広げることが出来る。

なお、洗面器毎に単独で設置する鏡など、盗難の恐れのある器具等の採用については、管理者の目が届きにくい場合は慎重に検討することが必要である。

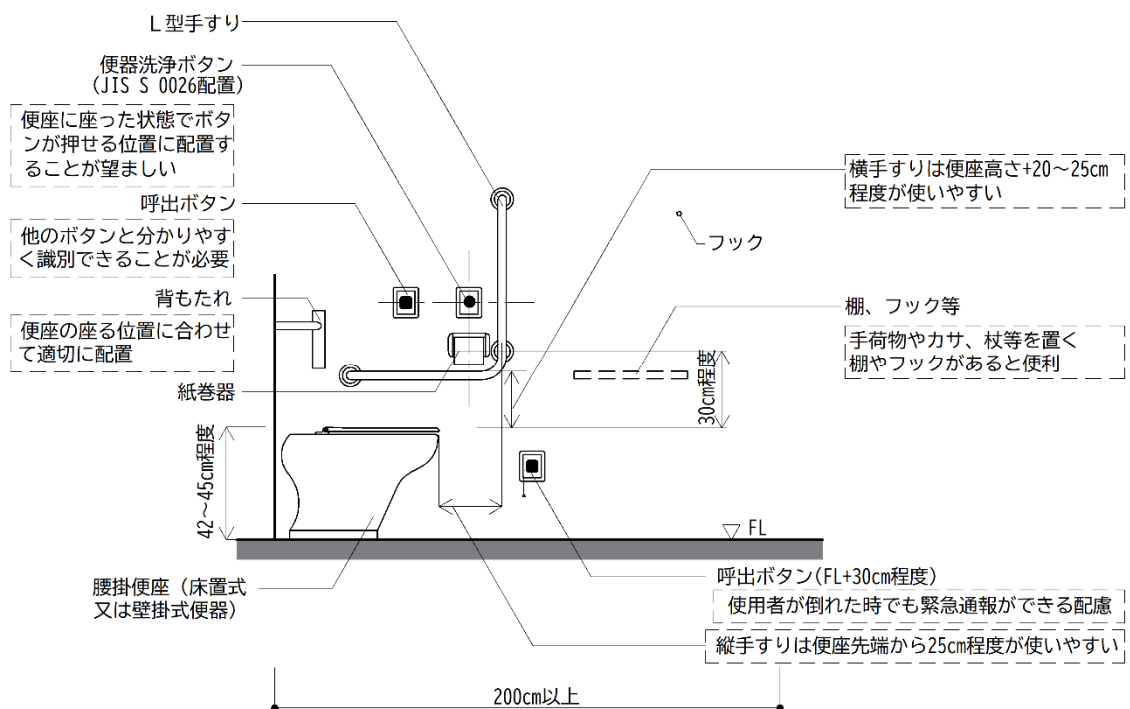
16) 紙巻器は棚付き2連とする。

(解説)

紙巻器はスマートフォン等の小荷物を仮置きできる、棚が上に付いた横2連のタイプを標準とする。利用者が立ち上がる際に、手をつき体重をかけられる強度を有することが望ましい。

トイレットペーパー予備の保管については、必要に応じて、施錠可能な物入れ等の収納空間を検討する。

○[参考4] 部品・設備等の例(車椅子使用者用トイレの場合)



17) 利用者の緊急連絡用として、呼び出しボタンの設置を検討する。

(解説)

トイレ使用時に、気分が悪くなった場合等の緊急連絡用として、各ブース内に呼び出しボタンを設置することが望ましい。管理者が常駐しており、連絡を受けての対応が可能な施設については、設置について検討するものとする。

18) 掃除用具入れ、床掃除口を備える。

(解説)

掃除用具入れは、管理上の観点からトイレ内または近傍に必要である。収納スペースの大きさや、棚・フック等の収納方法、扉の施錠について具体的に検討するものとする。

床掃除口については、通常、水を流して清掃しない乾式工法の場合も、管理上の観点から標準的に設置するものとする。

※参考1、2、3、4の出典:

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省、令和2年度改定版)  
([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html#guideline](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline))を加工して作成

付録 トイレ整備基準 チェックシート

No.	参照	項目	具体的な対応	確認
1	総論 1	公共施設として適切な仕様水準であるか (耐久性、経済性、普遍性等)		<input type="checkbox"/>
2	総論 2	施設用途や管理実態、利用者の特性に応じた内容となっているか		<input type="checkbox"/>
3	総論 3	利用者動線に応じた配置計画となっているか		<input type="checkbox"/>
4	総論 3	複数のトイレを整備する場合、各トイレの配置や設置目的に応じた要求性能となっているか		<input type="checkbox"/>
5	総論 4	短期間で陳腐化しない、県民ニーズに応じた内容となっているか		<input type="checkbox"/>
6	総論 5	明るく清潔感のある仕様や色彩計画となっているか		<input type="checkbox"/>
7	総論 6	管理しやすく、改修が容易な計画となっているか		<input type="checkbox"/>
8	総論 7	防犯性に配慮した計画となっているか		<input type="checkbox"/>
9	総論 7	衛生面に配慮した計画となっているか		<input type="checkbox"/>
10	総論 7	プライバシーに配慮しているか		<input type="checkbox"/>
11	総論 7	ユニバーサルデザインに配慮しているか		<input type="checkbox"/>
12	総論 8	災害時等に必要な機能を検討しているか		<input type="checkbox"/>
13	個別 1	大便器は洋式トイレとしているか		<input type="checkbox"/>
14	個別 2	トイレブースの有効寸法は十分に確保できているか		<input type="checkbox"/>
15	個別 3	トイレブース扉は開閉に支障がない仕様となっているか		<input type="checkbox"/>
16	個別 4	手すりやベビーチェア等を適切に設置し、わかりやすい位置に設置の旨を表示しているか		<input type="checkbox"/>
17	個別 5	温水洗浄便座や便座のふたを適切に設置しているか		<input type="checkbox"/>
18	個別 6	利用頻度の低いトイレの場合、人感センサー付き照明・換気設備等としているか		<input type="checkbox"/>
19	個別 6	自然採光や通風等、省エネや環境配慮について検討しているか		<input type="checkbox"/>
20	個別 7	節水対策について検討しているか		<input type="checkbox"/>
21	個別 8	ブースの空き状況が視認しやすいレイアウト等の配慮をしているか		<input type="checkbox"/>
22	個別 9	トイレ出入口について、外部の視線を遮断するための対応や入りやすい配慮をしているか		<input type="checkbox"/>
23	個別 10	十分な照度は確保できているか		<input type="checkbox"/>
24	個別 10	屋外トイレの場合、死角空間をなくす配慮や警報装置の設置等の検討をしているか		<input type="checkbox"/>
25	個別 11	利用頻度の高いトイレの場合、ジェンダーフリートイレの設置について検討しているか		<input type="checkbox"/>
26	個別 11	誰でも使いやすいよう、付加機能や多様なトイレ仕様の整備について検討しているか		<input type="checkbox"/>
27	個別 12	乾式工法としているか		<input type="checkbox"/>
28	個別 13	トイレブースは堅牢仕様とし、防犯・衛生面、指はさみへの配慮、非常時の開錠等に対応しているか		<input type="checkbox"/>
29	個別 14	配管ライニングは乾式工法としているか 下地の強度は十分か		<input type="checkbox"/>
30	個別 15	洗面所は、化粧や歯磨き、荷物置き等、多様な活用ができるよう検討しているか		<input type="checkbox"/>
31	個別 16	紙巻器は棚付2連としているか 取付強度は十分か		<input type="checkbox"/>
32	個別 17	利用者の緊急連絡用呼び出しボタンの設置等を検討しているか		<input type="checkbox"/>
33	個別 18	掃除用具入れ、床掃除口を備えているか 掃除用具入れの寸法や仕様は適切か		<input type="checkbox"/>